

# 葉山町国民健康保険運営協議会議事録

## 1 開 会

会長あいさつ

国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定により、委員全員出席のため本会議は成立  
同第5条第2項の規定により、会議録署名委員を2名選出  
審議会、委員会等の公開に関する指針に基づき、傍聴者を1名許可

## 2 議 題

### (1) 令和元年度国民健康保険特別会計決算（案）について

(会 長) 議題1 令和元年度国民健康保険特別会計決算（案）について、事務局より説明  
をお願いします。

(事務局) 説明をさせていただく前に資料の確認をさせていただきます。お手元に、「運営  
協議会次第」、「議題1 令和元年度国民健康保険特別会計決算（案）について」、「議  
題2 令和2年度国民健康保険特別会計9月補正予算（案）について」、「議題3 条  
例改正（案）について」がございます。よろしいでしょうか。

議題1について説明をさせていただきます。

令和元年度国民健康保険特別会計決算につきましては、今月の10日から開会され  
る葉山町議会第3回定例会に議案提出をし、決算特別委員会において決算の認定を  
受ける予定となっております。

お手元の資料をご覧ください。資料につきましては、令和元年度決算に関する付  
属説明書の抜粋となっております。お手元の議題1「令和元年度国民健康保険特別  
会計決算（案）について」の4枚目をご覧ください。ページ数については140ペー  
ジとなります。

令和元年度国民健康保険特別会計決算の概要により説明をさせていただきます。

「1 決算収支の状況」でございますが、令和元年度の歳入総額としましては、35  
億2,332万4千円で前年対比2億1,207万7千円の減、歳出総額は34億6,362万2  
千円で前年対比1億7,729万円の減となっております。歳入及び歳出における大幅  
の減額につきましては、被保険者数の減少が主な要因と考えられます。歳入歳出差  
引額5,970万2千円につきましては、令和2年度に繰越をすることとなります。前  
年対比で3,478万7千円減額となりました。

次に、142ページの「歳入決算額前年度対比表」により歳入決算額の説明をさせ  
ていただきます。

国民健康保険料につきましては、7億8,701万6千円で前年対比6,851万1千円  
の減となっております。主な減少要因といたしましては、被保険者数の減少に伴う  
保険料減額によるものでございます。

県支出金につきましては、町の保険給付費に要した費用を県から交付される普通  
交付金分と保険者努力支援分・保険給付費等交付金分・県繰入金分・特定健康診査  
負担金として県から交付される特別交付金分があり、22億5,041万4千円で前年対

比 3,396 万 6 千円の増となります。増加要因といたしましては、普通交付金分が前年対比で約 4,140 万円増加したことが要因と考えられます。

繰入金につきましては、3 億 8,857 万 8 千円で前年対比 1,994 万 1 千円の減となっております。主な減少要因といたしましては、その他一般会計繰入金の減額によるものです。

繰越金につきましては、9,448 万 9 千円で前年対比 1 億 5,377 万 8 千円の減となっております。こちらにつきましては、平成 30 年度から都道府県化に移行し、療養給付費等の保険給付費の歳出について県支出金普通分で賄われたことが繰越金の減少要因と考えられます。

歳入合計における前年対比伸率としては、5.7%の減でした。

次に 144 ページの「歳出決算額前年度対比表」により歳出決算額の説明をさせていただきます。

総務費につきましては、6,566 万 3 千円で前年対比 890 万 1 千円の増となっております。主な増加要因といたしましては、令和元年度が 2 年に 1 回の被保険者証の一斉更新の年度だったことによるものです。

保険給付費につきましては、22 億 2,001 万 8 千円で前年対比 4,141 万 7 千円の増となっております。主な増加要因といたしましては、療養諸費及び高額療養費が増加したことによるものでございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、都道府県内の保険料必要額を市町村ごとの医療費水準と所得水準等に按分し、決定された納付金を県に納付するものでございます。事業費納付金の総額については 10 億 7,064 万円で前年対比 4,530 万 2 千円の減となっております。主な減少要因といたしましては、被保険者の減少等が考えられます。

保健事業費につきましては、1,913 万 7 千円で前年対比 202 万 8 千円の減となっております。主な減少要因といたしましては、特定健康診査等事業の委託料の減少によるものでございます。特定健康診査の受診率等につきましては、受診者数 1,625 人、受診率 23.81%となっており、受診者数△149 人、受診率△3.3%と減少傾向となっております。平成 30 年度までの受診率については微増ということでしたが、特定健診受診件数が比較的多かった病院が閉院したことが大きな減少要因と考えられます。

基金積立金につきましては、8,400 万 9 千円で前年対比 1 億 2,599 万 3 千円の減となっております。令和元年度末現在の積立額につきましては、1 億 429 万 4,094 円でございます。

諸支出金につきましては、415 万 5 千円で前年対比 5,428 万 5 千円の減となっております。主な減少要因といたしましては、平成 30 年度から都道府県化に移行したことに伴い、前年度まで生じていた国庫支出金等返納金の支出が無くなったことによるものでございます。

歳出合計における前年度対比伸率としては、4.9%の減でした。

次に 145 ページをご覧ください。「4 国民健康保険の加入状況」につきましては、町の世帯数が 14,434 世帯で人口が 32,918 人と世帯数は微増、人口は微減しておりますが、国民健康保険加入の世帯数については 4,827 世帯で被保険者数は 7,803 人

と共に年々減少の傾向をたどっております。また、(2)の年間平均世帯及び被保険者数においても、同様に年々減少の傾向をたどっております。「5 保険料率」についてですが、所得割・均等割について、記載のとおり減少傾向にあります。前年度と保険料の均衡を図るため、その他一般会計繰入金及び基金から繰入をして保険料率の調整をさせていただいております。「6 国民健康保険料収納状況」につきましては、現年度収納率で93.9%、前年度が94.0%でしたので、0.1%の減少となっております。こちらにつきましては、年度末に新型コロナウイルス感染症防止に伴う緊急事態宣言が発令されたことが影響と考えられます。また、1世帯、1人あたりの保険料については、共に減少の傾向にあります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

#### 【質疑・意見】

(会 長) 決算収支の状況の単年度収支については、どういう意味なのか？

(事務局) 実質収支は前年度繰越金を含む額で、単年度収支は前年度繰越金を含まない額かと思われる。

(会 長) 歳入決算額総括表の収入率計が99.0%となっているが、国保会計上どのように考えられるのか？

(事務局) 予算対比で99.0%の収入があったということで、国保会計上では当初予算で見込んだ収入があったということかと思う。

(委 員) 一般会計繰入金を除いた場合は、実質収支としてどのくらいの数値になるのか？

(事務局) 一般会計からの繰入については法定内繰入金と法定外繰入金があるが、法定外繰入金に対する影響のことかと思う。法定外繰入金については70,000千円を繰入しているので、歳入歳出差引額59,702千円から70,000千円を差引した額△10,298千円になるものかと思われる。

(委 員) 医療費においてコロナの影響はあったのか？

(事務局) 療養給付費の前年との推移を見た限りでは、感染防止等により病院に行かれてない方が多かったものかと思われる。保険料の収入については、年度途中までは対前年度収納率が超えていたものの、緊急事態宣言が発令されている間は、感染防止等の観点から徴収員の徴収も抑えていたことから、最終的には前年度を下回る徴収率となってしまった。

(会 長) 国民健康保険料徴収強化事業として4,741千円の支出があるが、徴収員が徴収している保険料はどのくらいなのか？

(事務局) 資料を用意するので少し時間をほしい。

(部 長) 費用対効果に直結する話なのかと思うが、収納できていない部分について公平性を保つ意味でも未納保険料を徴収してくることが大事な部分なのかと思っている。また、徴収した金額が人件費を上回るかどうかかも一つの視点かと思うが、徴収における広報啓発も含めて対応していくことも大事なことかと思っている。

(事務局) 結果的に人件費が高くなったとしても、業務内容としては徴収だけではなく相談業務も行っていることもあるので、考慮してもらいたい部分もある。

(事務局) 徴収員が徴収した総額としては国保については、約550万円、後期高齢医療については約71万円を徴収したこととなる。

(会 長) 出産育児一時金が出産した方に全員支払っているのか？

- (事務局) 国保加入者の方には上限 42 万円を支給している。
- (事務局) 委員の皆さんに知恵をお借りしたいと思うが、特定健診の受診率向上が大きな悩みがある。受診率向上に向け、何か良い方策があればご教授いただきたいと思うが？
- (委員) 特定健診については医師会でも議論はされている。令和元年度の特定健診率について 23.8%あるが、特定健診の期間はいつからいつまでなのか？
- (事務局) 年度当初から年度末だと思う。
- (委員) 受診券は年度当初に配布されると思うが、受診される方は年度末に駆け込みで受診されるケースが多いと思う。元年度はコロナの影響もあったと思うので、受診率については頑張ってる方なのかと思う。受診時期を均等化できるような方策というのが一つあるかもしれないが、人間の心理としては締め切りギリギリの受診になってしまうのが一番の要因なのかと思う。
- (事務局) 受診の期間だが、短い期間を設定した方が良いものなのか？
- (委員) 医療機関としては、インフルエンザが流行する前に特定健診を受診してもらいたいと思っている。インフルエンザが流行している期間に受診に来られると感染の機会も増えることも考えられる。インフル・コロナ等の感染症の感染防止のことを考え、早めの受診について啓蒙してもらえれば違うものかと思う。
- (委員) 以前、県のがん疾病対策課に所属していたが、がん検診の受診率が低いということ言われていたことがあった。特定健診と組み合わせれば実施すれば受診率が向上するのではないかと検討していた市町村もあった。受診しない理由は様々なことかと思うが、受診しやすい状況をどのようにしたらよいか考えて次年度の改善点として考えることも必要かと思う。
- (事務局) 今年度は、受診率の低い地域を抽出して県の施設を借り上げ、集団健診を予定しているので、どのような効果が出るか検証をして次年度以降に活かせればと思っている。
- (会長) 特定健診受診した方に対して、クーポン券を出すとかということも考えられるのかと思う。コロナ感染のこともあり、今年度も受診率向上については悩みの種かと思うが、PR等して受診率向上に向け頑張ってもらいたいと思う。
- その他、質疑が無いようですが、事務局(案)にご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長) 異議なしと認めます。
- 議題 1 の「令和元年度国民健康保険特別会計決算(案)について」は承認することとし、原案のとおり、本年 9 月 10 日より開会予定の第 3 回葉山町議会定例会に議案提案することとします。
- (2) 令和 2 年度国民健康保険特別会計 9 月補正予算(案)について
- (会長) 議題 2 の「令和 2 年度国民健康保険特別会計 9 月補正予算(案)について」、事務局に説明を求めます。
- (事務局) 議題 2 について説明をさせていただきます。
- 9 月補正予算につきましても、議題 1 と同様に、今月の 10 日から開会される葉山町議会第 3 回定例会に議案提出をし、議会本会議において議決を受ける予定となっております。

お手元の資料をご覧ください。

資料につきましては、お手元の議題2「令和2年度国民健康保険特別会計9月補正予算（案）について」の2枚目をご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正 3ページになります。歳入歳出補正総額としまして、1,199万4千円を補正するものでございます。歳入補正内訳といたしましては5枚目 22ページ 令和2年度国民健康保険特別会計補正予算をご覧ください。保険料の更正減として、医療給付費現年度分1,095万4千円減、介護納付金現年度分322万4千円減、後期高齢者支援金現年度分508万9千円減をさせていただきます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症による保険料減額に伴う更正減となります。

次に、繰越金として、1,970万1千円となります。「繰越金」につきましては、前年度剰余金として、令和元年度における収支の差額について令和2年度に繰り越すものでございます。

次に、国庫支出金 災害等臨時特例補助金1,156万円でございますが、新型コロナウイルス感染症に伴う現年度保険料の減額分の6/10の額を計上しています。残りの4/10の額と過年度保険料の減額分につきましては、特別調整交付金として年明けの2月に交付申請をする予定のため、来年の2月補正において計上させていただく予定でございます。

次に歳出補正内訳といたしまして、償還金として100万円、予備費として1,099万4千円となります。「償還金」につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う過年度保険料の減額における還付金として計上するものでございます。「予備費」につきましては、歳入歳出補正予算の調整でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

#### 【質疑・意見】

(会 長) 質疑が無いようですが、事務局（案）にご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) 異議なしと認めます。

議題2の「令和2年度国民健康保険特別会計9月補正予算（案）について」は承認することとし、原案のとおり、本年9月10日より開会予定の第3回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

#### (3) 条例改正（案）について

(会 長) 議題3の「条例改正（案）について」、事務局に説明を求めます。

(事務局) 議題3について説明をさせていただきます。

この条例は、2枚目の提案理由にもございますとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給対象となる期間を延長するため、葉山町国民健康保険条例を改正する必要があると、提案をさせていただくものです。次に3枚目をお開きください。条例の概要でございます。本条例改正につきましては、本年の5月の臨時議会において、傷病手当金に係る条例改正を提案し、原案のとおり可決をいただきましたが、条例の概要に記載のとおり、傷病手当の支給対象となる期間を、国の事務通知により令和2年12月31日まで延長するものでございます。この傷病手当金の支給対象者については、被保険者のうち、新型コロナウイ

ルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者で、支給要件としては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間とされています。なお、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金につきましては、国から満額が財政支援の対象とされております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**【質疑・意見】**

(委員) 新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に対する傷病手当金ということだが、感染が疑われる者に対しても支給されるのか？

(事務局) 国の事務通知においては、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に対して支給されることとなっている。病院からの診断書が必要となっている。発熱又は濃厚接触者等の理由により会社から出社停止になることも考えられる。

(委員) 濃厚接触者と考えられる場合は、国の通知により、PCR検査が陰性であっても一週間の自宅待機ということで就業制限されている。

(会長) その他、質疑が無いようですが、事務局(案)にご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長) 異議なしと認めます。

議題3の「条例改正(案)について」は承認することとし、原案のとおり、本年9月10日より開会予定の第3回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

(4) その他

①次回の協議会について

(事務局) 次回の運営協議会については、12月議会補正予算の案件があった場合は11月中旬以降に予定をしています。補正予算案件が無ければ、令和3年度当初予算(案)の審議ということで2月初旬ごろを予定しています。日程につきましては、後日調整させていただきます。

(会長) 本日の議題につきましては全て終了しました。これをもちまして、葉山町国民健康保険運営協議会を閉会します。